



墓所返還者等支援事業のご案内



1 墓所の返還希望者向けの支援事業について

A. 支援事業の概要について

墓所使用者は、以下の①、②の2制度を、希望する時期に応じて、**随時**申請することが可能です。（2制度のうち、**いずれか又は両方**を申請することができます。）

①合祀室改葬等許可制度

- | | |
|-----|---|
| (1) | 墓所を返還する場合、墓所に埋蔵しているご遺骨を、 使用料を負担することなく 、合葬式墓地（合祀室）へ改葬することができます。お預かりしたご遺骨は、翌月中に、他の方のご遺骨と併せて、合祀室に共同埋蔵します。申請書の申請の区分： 墓所返還（改葬） |
| (2) | 墓所返還時の使用者とその配偶者 に限り、 1人あたり35,000円 で合葬式墓地（合祀室）を生前予約することができます。申請書の申請の区分： 墓所返還（生前） |

※合葬式墓地（合祀室）：共同埋蔵で市の永代管理の施設

②墓石撤去費等助成制度

返還する墓所の墓石の撤去など、**返還区画の原状回復に要した費用**について、**返還後に**市から補助金（**上限150,000円**）を交付します。

B. 申請方法について

以下の書類を浦安市役所環境衛生課（庁舎6階）までご提出（郵送可）ください。なお、上記①、②を両方申請する場合は、**同時に必要書類を提出**してください。

（平日の市役所が開庁している時間のみ受付。）

1) 上記①の「合祀室改葬等許可制度」を申請する場合

- 浦安市墓地公園3号使用許可申請書（第3号様式の2）*
 - 合葬式墓地（直接埋蔵）の使用許可申請に関する誓約書 *
 - 浦安市墓地公園墓所使用許可証の写し
- ※紛失の場合は、使用者本人を確認できるもの（運転免許証や保険証等）の写し
- （配偶者の生前予約を希望する場合）配偶者の戸籍謄本

2) 上記②の「**墓石撤去費等助成制度**」を申請する場合

○ 浦安市墓地公園墓所墓碑撤去費等補助金交付申請書 (第1号様式) *

* 環境衛生課で用意しますので、環境衛生課へ来庁又は電話してください。

○ 墓石の撤去等、原状回復に要する費用に係る見積書 (原本)

※ 墓石の撤去を依頼する石材店から見積書を取得してください。

○ 浦安市墓地公園墓所使用許可証の写し

※ 紛失の場合は、使用者本人を確認できるもの(運転免許証や保険証等)の写し

C. 申請後の流れについて

1. 原則として申請日の翌月に、市から本事業の適用可否の結果を通知(郵送)します。

申請の受付日	結果の通知日
1日から15日までの受付	翌月の1日に通知
16日から月末までの受付	翌月の15日に通知

※ 申請が多かった場合は、予算の都合上、適用可否の通知が遅れる場合があります。

2. 通知後は、**浦安市役所市民課(庁舎1階)にて改葬許可証の取得手続き**や、**墓地公園管理事務所にて墓所の返還手続き**を進めていただくことになります。墓所の原状回復に要した費用の確認(領収書の原本提出)など、通知後の手続きの詳細については、市ホームページ『**墓所返還者等支援事業について**』をご確認ください。

なお、**使用期間満了日までに墓石の撤去を行い、原状回復していただいた上で、墓所を返還いただくこととなりますので、余裕をもってお手続きください。**

D. 補助金交付までの大まかなスケジュールについて

手順	内容
1	墓所返還者等支援事業の2制度を併せて申請(窓口:浦安市役所6階 環境衛生課) ※申請方法は、前ページの項目:Bを参照
2	本事業の適用可否の結果の通知を受け取る。 ※上記C参照
3	墓石を撤去し、原状回復した上で、墓所を返還する。(窓口:墓地公園管理事務所) その際、墓地公園管理事務所職員立会いのもと、 墓石撤去工事完了検査 を受ける。 ※この作業は使用期間満了までに行う必要がある。
4	検査合格後、実施報告書や補助金交付請求書等の書類を環境衛生課へ提出する。
5	交付補助金額確定の通知を受け取る。 ※通知日は上記Cに準拠 ※補助金は、この通知から約1か月後に交付される。

2 墓所を**引き続き使用**する方への支援事業について

A. 支援事業の概要について

墓所使用者は、以下の制度を、希望する時期に応じて、随時申請することが可能です。

○合祀室改葬等許可制度

現在、墓所に埋蔵している**ご遺骨の一部**を合葬式墓地（合祀室）へ改葬することができます。改葬する**ご遺骨 1 体につき 35,000 円**を負担いただきます。お預かりしたご遺骨は、翌月中に、他の方のご遺骨と併せて、合祀室に共同埋蔵します。 申請書の申請の区分：**墓所使用（改葬）**

B. 申請方法について

以下の書類を浦安市役所環境衛生課（庁舎 6 階）までご提出（郵送可）ください。

（平日の市役所が開庁している時間のみ受付。）

○浦安市墓地公園 3 号使用許可申請書（第 3 号様式の 2）*

○合葬式墓地（直接埋蔵）の使用許可申請に関する誓約書 *

* 環境衛生課で用意しますので、環境衛生課へお問い合わせください。

○浦安市墓地公園墓所使用許可証の写し

※紛失の場合は、使用者本人を確認できるもの（運転免許証や保険証等）の写し

C. 申請後の流れについて

1. 申請日の翌月に市から本事業の適用可否の結果を通知（郵送）します。

申請の受付日	結果の通知日
1 日から 1 5 日までの受付	翌月の 1 日に通知
1 6 日から月末までの受付	翌月の 1 5 日に通知

2. 通知後は、**浦安市役所市民課（庁舎 1 階）にて改葬許可証の取得手続き**や、**墓地公園管理事務所にてご遺骨の改葬手続き**を進めていただくこととなります。通知後の手続きの詳細については、市ホームページ『墓所返還者等支援事業について』をご確認ください。

問い合わせ先

担 当 課	千葉県浦安市 環境衛生課 墓地公園係
住 所	〒279-8501 浦安市猫実1-1-1 浦安市役所 環境衛生課 墓地公園係 ※庁舎6階にございます。
電 話 番 号	047-712-6526 (ダイヤルイン) 047-351-1111 (内線 17307~17308)
メールアドレス	eisei@city.urayasu.lg.jp

本事業の詳細は、浦安市ホームページに掲載しています。

浦安市ホームページトップ画面『届け出・税・生活』→『葬祭・墓地』→『墓地』→『墓所
返還者等支援事業について』からご確認いただけます。